

## 青森大学むつキャンパス個別危機管理マニュアル

### 1. 有事の際の基本方針

青森大学（以下「本学」という。）における危機管理に関する規則及び青森大学危機管理委員会規程に則り、青森大学危機管理マニュアル（以下、「本学規程・マニュアル等」という。）に沿って対応する。また、むつキャンパスにおいては、むつ市より情報提供いただいた「むつ市地域防災計画」に準じて、学生、教職員等の安全確保をした上で下北文化会館と協力しながら、原則行動を行うこととする。

### 2. 大学活動中における発災及び事故発生時の非常・緊急態勢

◎災害及び種別ごとに、本学規程・マニュアル等に沿って、以下のように対応していく。

### 3. 危機管理の基本方針

- (1) 危機の未然防止に努め、全学的な危機管理体制を構築する。
- (2) 危機発生に対し、迅速に実効性のある対応を図り、教職員及び学生等の生命及び身体の安全確保を最優先とする。
- (3) 教職員及び学生等の危機意識を向上させるため、教育・訓練を実施する。
- (4) 危機の発生後、学内における教育、研究及び医療活動の継続又は速やかな再開に努める。

#### 【地震】

◎頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。

##### <注意>

- ・あわてて外へ飛び出さない。
- ・その場で火を消せる場合は火の始末、火の元から離れている場合は無理して消火しない。
- ・扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。

◎館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。

##### <注意>

- ・あわてて出口・階段などに殺到しない。
- ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
- ・地震発生時には机の下にもぐるなど、安全確保のための初期対応を図り、揺れが収まったら二次対応を行う。

- ・震度5強以上の場合は、原則保護者及び保証人と連絡が付くまで学内に待機させる。待機した場合は、本学ホームページや緊急連絡メールで安否の確認がとれるようにする。危機対策本部の設置、指示が出た場合は、その指示に従った対応を行う。
- ・震度5弱以下の場合は、原則的に下校させるが、公共交通機関がマヒした場合は、全員学内に待機させ、震度5強以上と同じ対応をする。

#### 【落雷】

- ・下北文化会館が直接遠雷を確認した場合、またはむつ市より下北文化会館設置の防災無線を通じて注意報・警報連絡が入った場合は、活動を直ちに中止し、安全な場所において待避する。

#### 【火災】

- ・火災発生箇所に応じて、より安全な避難経路で速やかに校舎外に避難する。

#### 【事故】

- ・事故が発生した場合、迅速に負傷者を保護し安全な場所に避難させる。その後速やかにキャンパス長及びキャンパス事務局長に報告し、対応の指示を受けるようにする。
- ・事故状況により、警察、消防への出動要請を行う。
- ・文部科学省、関係各機関には連絡を行うが、マスコミの取材に対しては、状況についての確認事項を統一し、報道担当管理職が一括して答えるようにする。
- ・事故後はカウンセラーと連携しながら、学生のメンタル面への影響が最小限に留まるよう支援を行う。
  - ① 緊急時の災害・事故においては、全ての大学活動に優先して、安全確保のための避難態勢及び事故対応態勢をとる。
  - ② 緊急時の災害・事故において、あらかじめ組織した青森大学危機対策委員会により避難態勢及び事故対応態勢をとる。また、国・青森県やむつ市の指示がある場合には、原則それを受けて対応していく。
  - ③ 緊急時の災害・事故に備え、従来の避難訓練に加えて様々な事故・事態を想定した、より万全な訓練を計画的・定期的に実施する。
  - ④ 学生がわかりやすく実践的に防災知識が身に付くように、また、危険回避能力が高まるように適宜必要に応じた指導を行い、学生の防災意識・危機回避意識を高めていく。
  - ⑤ 緊急時において、家庭・保護者との連絡手段の確保に努める。そのため、代表の固定電話（災害時受信専用電話1台、発信電話1台）・災害時優先電話を置き対応を行う。状況に応じて NTT の非常用特設電話を事務局前に3台（内国際通話利用可1台）開設する（通話制限時でも災害優先電話・防災用電話は確保されます）。
  - ⑥ 保護者等には、大学ホームページや緊急連絡メール等により、詳細状況をお知らせす

る。外出先でも、必要に応じて可能な限り速やかに児童の状況が把握できるように努める。必要に応じて、むつ市役所・病院・保健所・消防署・警察署等との連携を速やかに取る。

- ⑦ 保護者等と連携し、状況に応じて24時間態勢で学生の安全を確保する。そのため、負傷学生・帰宅しても保護者不在の学生等の帰宅困難者については、事態が解消されるまで大学で保護する。

#### 【台風・洪水・火山噴火・その他の自然災害等】

- ・最新情報をもとに、国・青森県・むつ市の指示も受けながら、状況に応じた対応を行う（原則、学内待機で保護者等対応します）。

#### 【不審者（不審物）】

- ・不審者侵入（不審物発見）の場合は、状況に応じて学生をより広く安全な場所に避難させ、110番通報とともに不審者（不審物）には下北文化会館職員及び本学教職員が対応する。
- ・状況に応じて、集団下校させる場合もある。その場合は、人員点呼・諸注意の後、途中まで教職員の引率・誘導のもとに帰宅させる。

#### ★大学活動中における発災時等の避難所業務について

- ◎本学は発災時の避難所として、以下の役割を担う。

##### 【業務内容】

- ・大学活動中に発災した場合、非常配備態勢をとる。避難者を受け入れ、むつ市及び避難者の協力を得て、避難所開設を手伝う。その場合、避難所開設指定職員が到着するまで、一時的に運営主体を下北文化会館が担う。

##### 【安全確保・状況整理】

- ・教職員は、むつ市の指揮のもと、速やかに被害状況を確認する。

##### 【避難所の確保】

- ・教職員は、在校生及び避難者の待機スペースを、予め決められた避難所レイアウトに従って確保する。

##### 【避難所の開設準備】

- ・教職員は、むつ市の指示のもと準備を進めて対応していく。

#### ★非常時等の問い合わせ先について

- ・青森大学むつキャンパス代表電話：0175-31-0044
- ・青森大学むつキャンパスFAX：0175-31-0145
- ・青森大学むつキャンパスホームページ：<https://aomori-u.ac.jp/mutsu/>

<参照文献等>

- ・青森大学危機管理マニュアル
- ・むつ市地域防災計画 総則編
- ・むつ市地域防災計画 地震・津波災害対策編
- ・むつ市地域防災計画 風水害等災害対策編
- ・むつ市地域防災計画 原子力災害対策編